

統 審 議 第 1 号

平成19年 2月 9日

総 務 大 臣
菅 義 偉 殿

統計審議会会長
美 添 泰 人

諮問第315号の答申
作物統計調査等の改正について

農林水産省は、平成19年4月以降に実施される作物統計調査（指定統計第37号を作成するための調査）について、諮問第297号の答申「作物統計調査の改正について」（平成17年3月11日）を踏まえ、また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等に基づき、調査のより効率的な実施を図る等の観点から、水稻以外の作物に係る収穫量調査において作況基準筆の実測調査を廃止し、往復郵送調査による標本調査を導入するほか、耕地面積調査及び水稻に係る作付面積調査における調査員調査の導入、予想収穫量調査（かんしょ及び甘味資源作物）の廃止等を行った上で実施することを計画している。

また、作物統計調査と密接に関連する統計報告の徴集として実施している特定作物統計調査の収穫量調査、作付面積調査等についても同様の変更を行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の計画全般について、統計体系の整備、統計需要への的確な対応、調査の効率的な実施等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

作物統計調査及び特定作物統計調査（以下「作物統計調査等」という。）は、国民

生活に直結する主要食料の安定供給の確保のための施策推進、食料自給率の算定、新たな経営安定対策の推進等に資するための基礎資料を得ることを目的とする調査であり、作物の耕地利用、生産性及び消費者のニーズに即した供給の動向をとらえる基本統計として位置付けられる。

作物統計調査等について、最近では、諮問第279号の答申（平成14年3月8日）及び諮問第297号の答申を踏まえ、統計体系の整備・再編、野菜・果樹に係る予想収穫量調査の廃止、甘味資源作物に係る調査の郵送調査化、野菜・果樹等に係る全国調査の周期の見直し等を行ったところである。

今回の調査計画では、関係団体（農業協同組合、集出荷業者、産地集荷市場等）の野菜の業務用向け出荷量、農業経営体の作物の出荷先別割合など、最近の流通及び消費動向の把握に資するとともに、他の流通に関する統計と併せて活用することにより、様々な統計ニーズへの対応が可能となる事項を新たに設ける一方、諮問第297号の答申で指摘された課題を踏まえ、また、「行政改革の重要方針」等に基づき、調査のより効率的な実施を図る等の観点から、水稲以外の作物に係る調査について、以下のとおり、標本設計、調査事項、調査方法等の大幅な変更を行うものである。これらについては、統計報告の徴集として実施した作物統計調査等の調査方法に係る試行調査（以下「試行調査」という。）の結果を踏まえたものであり、また、農林水産統計の改革に伴う減量化、効率化にも資するものと考えられる。

なお、水稲に係る調査については、需給調整等米政策の円滑な推進のため、高い精度の調査結果が求められていることから、茎数やもみ数の計測等簡易な作業を行う調査補助者を活用しつつ、引き続き、職員による作況基準筆等の実測調査、予想収穫量調査及び収穫量調査を実施することとしている。

1 今回の調査計画

(1) 標本設計

今回の調査計画では、収穫量調査において、水稲以外の作物に係る作況基準筆（作柄の代表的なほ場を有意に選定した筆）の実測調査を廃止し、2005年農林業センサス（指定統計第26号を作成するための調査）の結果に基づき整備された母集団情報から無作為に抽出した農業経営体（以下「標本経営体」という。）を新たに対象として実施することとしている。

また、水稲以外の作物に係る10アール当たり収量（以下「単収」という。）の推計については、これまで職員による関係団体に対する面接調査（他計申告方式）の結果及び作況基準筆の実測調査結果をベースに巡回・見積り調査の結果を組み合わせられてきたが、今後は、関係団体及び標本経営体を対象とする往復郵送調査（自計申告方式）の結果に基づいて行うこととしているため、従来と同程度

の統計ニーズに応え得る調査精度の確保が可能となるような標本設計が求められるところである。

このため、関係団体については、これまでと同様に当該作物を取り扱っているすべての団体を対象とする一方、標本経営体については、都道府県別に、次のような考え方により標本設計することとしている。

- 1) 2005年農林業センサスの結果に基づく作物別の母集団数をベースとして、生産量に占める関係団体の把握割合により標本調査に係る母集団数を求める。
- 2) 当該母集団数から、一定の抽出率、見込まれる出現率及び回収率により算出した標本数を対象とする。
- 3) 標本は、母集団の分布状況を勘案しつつ、当該作物の作付面積規模により階層区分を設定の上、階層別の面積ウェイトに基づいて標本数を配分して階層ごとに無作為に抽出する。
- 4) 次年度の調査では、前年度調査結果との比較、検討等を行うため、標本数の半分を継続標本として実施する。

この標本経営体に係る標本設計については、今回の調査計画が標本経営体を対象とする初めての計画であるため、単収等の誤差情報など本来標本設計に必要とされるデータが必ずしも十分にそろっているとはいえないが、一定の結果精度が確認された試行調査結果を踏まえたものであり、やむを得ないものと考えられる。

農林水産省は、今回の調査から得られる各作物の収穫量（推計値）について、関係団体への出荷率の前年変動状況、市場流通量等の面から検証を行い、その結果によっては作付面積及び単収に係るデータの再審査を実施するなど結果精度の維持・確保を図る措置を講じることとしているが、これにとどまらず、今後、農業協同組合等関係団体への作物の出荷率の低下などが予想されることにも留意し、より適切な標本設計、標本配置等に向けた検討を行うことが必要である。

なお、農林水産省は、収穫量の推計について、各地方農政事務所等において的確な推計の実施を図るとともに、推計結果を明確に説明できるよう、収穫量の推計に係るプロセス及び考え方等を明らかにしておくことが必要である。

(2) 調査対象品目等

調査対象品目等については、1) 飼肥料作物及び果樹に係る作付面積調査及び収穫量調査において、近年の作付（栽培）面積の減少状況等による一部品目の削除、2) 花きに係る収穫量調査において、消費動向の適切な把握等に資する観点から、調査対象基準を生産量シェアから生産額シェアに改め、同シェア1%以上のものに限定することに伴う品目の削除（40品目を23品目に削減）、3) 果樹に係る共済減収調査において、調査対象基準（共済引受農家数が100戸以上かつ共済金額が1億円以上の条件を満たすこと）を複数年にわたって満たさなくなった県における品目の削除を、それぞれ行った上で実施する計画である。

これらについては、調査の効率的な実施及び報告者負担の軽減を図るものであり、適当である。

(3) 調査事項

調査事項については、関係団体及び標本経営体に対する往復郵送調査の導入に伴い、被害応急調査等に係る一部の調査票を除くすべての調査票の見直しを行い、関係団体及び標本経営体による的確な記入を図るため、1)関係団体用の調査票から収穫量に係る項目を削除する、2)標本経営体用の調査票に自家消費分を含めた収穫量を把握する項目を設けるなど調査票様式を変更した上で、耕地の種類別面積、作物の種類別作付（栽培）面積、作物の種類別の収穫量、出荷量等といった必要最小限の調査事項について把握する計画である。

これらについては、調査の効率的な実施及び報告者負担の軽減の観点から調査票の簡素・合理化を図るとともに、統計データの時系列的継続性にも配慮しており、適当である。

なお、農林水産省は、農業従事者の高齢化の更なる進行など調査環境の変化が予想されることから、標本経営体の調査票の記入に当たって、調査事項について誤解等が生じないように、分かりやすい調査票様式の設計及び理解しやすい記入の手引きの整備・提供等適切な措置を講じることが必要である。

(4) 調査方法

調査方法については、以下のとおり、実施する計画である。

- 1) 耕地面積調査及び水稲に係る作付面積調査では、調査員による実測調査を導入し、平成21年度には完全に調査員による実測調査に移行する。
- 2) 水稲以外の作物に係る作付面積調査及び収穫量調査では、関係団体に対する職員又は調査員による面接調査から往復郵送調査に変更する。
- 3) 水稲以外の作物に係る収穫量調査では、職員による作況基準筆の実測調査を廃止し、単収等を把握するため、標本経営体を対象とする往復郵送調査を導入する。
- 4) 水稲以外の作物に係る巡回・見積り調査では、作付面積については主要作付団地に限定した増減動向等の確認、単収については管内の被害の発生状況等の概要の把握等に限定する。

また、毎年9月1日現在で実施してきた予想収穫量調査のうち、かんしょ及び甘味資源作物に係る調査については生産者等に対する交付金単価の算定方法の変更等により利用上の必要性が低下したこと、小豆に係る調査は作付面積に過去の平均単収を乗じる等他の方法により必要なデータを把握することが可能となったことから、廃止する計画である。

これらについては、調査の効率的実施及び報告者負担の軽減を図るものであり、適当である。

なお、農林水産省は、回収率及び結果精度の確保を図る観点から、調査対象に対する協力依頼や回収に係る督促の徹底、疑義照会等適切な措置を講じることが必要である。

(5) 集計・公表

集計事項については、予想収穫量調査の廃止、調査事項の追加・削除等に伴う結果表様式の変更を行うこととしているが、引き続き、耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにする計画であり、適当である。

また、調査結果の公表については、これまでは作物の収穫直前に作況基準筆の実測調査及び関係団体への面接調査等を実施し、その調査結果を取りまとめ、公表していたが、今後は、関係団体及び標本経営体に対する往復郵送調査の結果を取りまとめ、公表することから、一部の作物については公表期日が現行に比べおおむね2か月程度遅れることとなる。これについては、関係団体及び標本経営体が調査事項を把握・申告できる時期の調査となるためであり、やむを得ないものと考えられる。

2 今後の課題

(1) 標本経営体に係る標本設計の検討

今回の調査計画における標本経営体の標本設計については、単収等の誤差情報に係るデータが十分そろっていない段階での設計であるが、実査を通じて、関係団体及び標本経営体から得られた作付面積、自家消費用及び贈答用を含めた収穫量、単収等に係るデータの検証を行い、必要なデータを得て、できるだけ早期に、分布状況、標準誤差、目標精度等を踏まえたより適切な標本設計、標本配置等に向けた検討を行うことが必要である。

(2) 調査に係る誤差情報の提供

今回の調査計画は、標本設計、調査事項、調査方法等の大幅な変更を行った上で実施するものであり、統計利用者の利便性の確保を図る観点から、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ）の趣旨に即して、調査に係る誤差情報（抽出方法・抽出率、回収率、集計・推定方法、達成誤差等）の提供に努めることが必要である。